

菰田まちづくり推進協議会 活動規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、菰田まちづくり推進協議会（以下「協議会」という）という。

(目 的)

第2条 協議会は、菰田地区各種団体が連携を取り、よりよいまちづくりのための活動を積極的に推進し、安全で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

(事 業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する調査、研究、広報に関すること。
- (2) まちづくり意識を高めるためのイベント等の企画、実施に関すること。
- (3) 各自治会、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関すること。
- (4) 地域住民、子どもの生活安全・防犯対策に関すること。
- (5) 児童や障がい者、高齢者等の要援護者へ対する福祉対策に関すること。
- (6) 青少年非行防止、交通事故予防の運動に関すること。
- (7) 防犯・防災に関する知識の普及、啓発及び防災計画に関すること。
- (8) 地域における諸問題の把握、課題解決策の検討に関すること。
- (9) 市へ対しての提言、協力および、まちづくり事業参画に関すること。
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
- (11) 人権啓発の推進に関する事業、活動

(構 成)

第4条 協議会は、自治会長会、公民館連絡協議会、社会福祉協議会、民生児童委員、婦人部、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、小学校、小学校PTA、中学校、中学校PTA、補導員、交通安全協会、市消防団菰田分隊、ソフトサンデーリーグ連盟、山笠実行委員会、人権推進員連絡会等の各種団体ならびに協議会が推薦する協力者をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|------|----|------|----|-------|----|
| ①会長 | 1名 | ②副会長 | 2名 | ③事務局長 | 1名 |
| ④部会長 | 4名 | ⑤会計 | 1名 | | |

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表して活動を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のあるときはその任務を代行する。

3 事務局長は、本会の運営並びに飯塚市役所・飯塚警察署をはじめ関係機関・団体と

の調整を行い、協議会の潤滑な運営を行う。

- 4 部会長は、部会の責任者として部会員の取りまとめ及び各部会との連絡調整を行う。
- 5 会計は、本会の会計業務を行う。

(役員を選出)

第7条 役員は、役員選考委員会を設置し、選考委員会において協議会構成員の中より選出する。

- 2 選考委員会の委員は10名以内とし、理事会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(監査)

第9条 監査は理事会において理事以外の者を選出し、会長が委嘱する。

- 2 監査任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(機関)

第10条 協議会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 部会

(総会)

第11条 総会は、役員及び理事をもって構成する。

- 2 総会は、会長が召集し議長となる。
- 3 総会は、毎年1回開催する。但し、会長が認める時は理事会をもって総会とすることができる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 活動規約の制定ならびに改廃に関する事。
 - (2) 事業計画・事業報告に関する事。
 - (3) 予算・決算に関する事。
 - (4) 協議会役員承認に関する事。
 - (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項。
- 5 会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第12条 協議会に役員会を置き、必要に応じて会長が召集する。

- 2 役員会は本会の目的を達成するための必要な事項について、各部会に対し調査、研

究を求めることができる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第 13 条 理事会は各自治会の自治会長、自治公民館長及び第 4 条に定める各種団体の代表者各 2 名（特に会長が認めた場合は 1 名）をもって構成する。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を協議のうえ審議する。

- (1) 協議会全体に関わる事業の企画・立案に関する事項
- (2) 各部会事業への必要な助言に関する事項
- (3) 特別委員会及び部会の報告に関する事項
- (4) 規約、規則及び規定等の制定並びに改廃、予算・決算、役員の改選、その他総会提議に関する事項
- (5) その他、役員会が必要と認めた事項

- 3 理事会は、会長が招集する。

- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事の任期)

第 14 条 理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(部会)

第 15 条 部会として次のものを置き、各所管に関わる事項を審議及び実践する。その召集は部会長がこれを行う。

- (1) 社会福祉部会
- (2) 青少年育成部会
- (3) 文化・健康体育部会
- (4) 防犯・防災部会

- 2 部会は、各種団体の構成員をもって構成する。但し、部会長は、必要があると認めるときはその他の各種団体から構成員として加入させることができる。

- 3 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会構成員の中から選出する。

- 4 部会長は、部会を代表し会務を統括する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 6 部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会及び事務局に報告するものとする。

- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の開催及び運営)

第 16 条 総会及び理事会、役員会ならびに部会（以下「会議」という）は、各会議の構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし部会は、部会長の判断に委ねることとする。

2 会議は原則として公開とする。

3 会議の開催及び議題については、事前に周知するように努めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(会 計)

第 17 条 協議会の経費は、補助金、寄付金、助成金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了するものとする。

(事 務 局)

第 18 条 協議会の事務局を、菰田交流センターに置く。

(雑 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則 この規約は、平成 23 年 6 月 10 日より施行する。

この規約は、平成 26 年 5 月 23 日から適用する。

この規約は、平成 27 年 5 月 15 日から適用する。

この規約は、平成 27 年 8 月 21 日から適用する。

この規約は、平成 30 年 5 月 23 日から適用する。

この規約は、令和 2 年 5 月 20 日から適用する。